

会議結果報告書

会議名称	第4回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成19年10月29日(月) 18:30~20:50 S T V北2条ビル6階A、B会議室
出席委員	11人出席(1人欠席)
次回開催	平成19年11月19日(月) 18:30~ S T V北2条ビル6階1~3号会議室

議題	概要等
1. 開会	<p>事務局から資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市議会第3回定例会の子どもの権利に関する質疑をまとめた資料を配布しているので、参考にしていただきたい。 ・そのほかの資料は、第2回検討会議と同様のものである。
2. 条例案についての検討	<p>第11条「参加する権利」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11条1項の「自分の意見を表明すること」という権利に対し、子どもが意見を表明することで、大人から不利益を受けかねないという懸念があることから、「また、意見を表明したということによって、不利益な扱いを受けないようにすること」という追加の文を入れることが提案された。 ・第11条2項には、「表明した意見について、ふさわしい配慮がなされること」という規定があり、この「ふさわしい配慮」という規定の中に、修正案の趣旨は含まれるのではないか。 ・意見表明権は、子どもの権利の中でもとりわけ重要な権利のうちのひとつである。閉鎖的な環境に子どもが置かれている場合、「意見を言っても不利益を受けない」という記載があれば、子どもが読んだときに力づけられるのではないか。 ・文言上、「不利益」という表現だけであれば、自分中心に判断されることもあると考えられるが、「不当な不利益」という表現であれば客観性があるので良いのではないか。 ・修正の趣旨が当初の条例と変わらないということであれば、解釈の仕方については解説書のようなものを作成し、対応するような方法が良いのではないか。 ・第7条に、総括的にこの趣旨を盛り込めないかという議論と、他の権利とのバランスから、総括的に盛り込むことは趣旨が薄まることから難しいのではないかという議論がなされた。 ・本日の議論をもとに、座長が私案をまとめ、検討会議の場で提示することとなった。 <p>第13条「虐待及び体罰の禁止等」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13条「保護者の役割」の第1項の規定では、「保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。」となっているが、第2項では、「市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。」となっており、第2項でも、虐待とともに、「体罰」に対する規定を加えるべきではないかという修正案が出された。 ・事務局から、第1項では、身体的暴行を一切してはいけないことを明らかにするために、虐待に加え体罰を規定していることを、また、第2項で

	<p>は、児童虐待防止法があり、明確な定義があることから虐待の禁止を規定しているが、実際に家庭の中で起こる体罰について、市が個別に把握し対応することが困難であることから、「体罰」を削除した経緯を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待と体罰との区別について、その定義の違いを明確にするべきではないか。 ・虐待をする保護者は、「私がやっていることは虐待ではない、しつけの一環で体罰をしているだけだ。」と言うことがある。虐待も体罰も閉鎖的な環境の中で行われていることを考えると、同じ位置付けで考えなければならないのではないか。 ・虐待の通告をする場合、実際問題として、様々な調査等、大きな労力が必要となる。現実的に、体罰まで入れたときに、公的な機関の対応は大変ではないか。 ・第1項では、「虐待及び体罰」と広く捉えているのに対し、第2項では、虐待防止法で定められているということで狭く捉えていることに違和感がある。虐待防止法で定められていて当然やらなければならないということであれば、第2項そのものを外した方が良いのではないか。 ・この規定は、今後行われる救済制度の議論と関係するので、次回以降に結論を持ち越すこととなった。
3 . 閉会	<p>次回、次々回の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回検討会議の日程について確認。 日時：平成19年11月19日（月）18時30分～ 場所：S T V北2条ビル6階1～3号会議室 ・第6回検討会議の日程について確認。 日時：平成19年11月26日（月）18時30分～ 場所：S T V北2条ビル6階A、B会議室